建築物の地震に対する安全性に係る認定等に関する要領

（趣旨）

第１条　この要領は、建築物の耐震改修の計画の認定等に関する要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号。以下「法」という。）第22条の規定による建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領において使用する用語の定義は、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成７年政令第429号）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令28号。以下「省令」という。）、建築物の耐震改修の計画の認定等の手続を定める規則（平成25年兵庫県規則第44号。以下「規則」という。）及び要綱において使用する用語の例による。

（事前協議）

第３条　法第22条第１項の規定に基づき建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請に係る建築物の状況等について、あらかじめ、兵庫県知事（以下「知事」という。）に協議できるものとする。

２　前項の規定による協議は、事前協議書（別記第１号様式）に次の各号に掲げる図書及び書類を添えて、これらを知事に提出して行うものとする。

一　添付図書等一覧表（別記第２号様式）

二　省令第33条第１項第１号に規定する図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図

三　外観写真

四　建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項、第６条の２第１項、第18条第３項又は第４項の規定により、前項の協議に係る建築物に対して交付されたすべての確認済証の写し及びそれに係る検査済証の写し（省令第33条第１項第１号の図書を添えて法第22条第１項の認定申請を行う場合は不要）

（認定の申請）

第４条　耐震関係規定に適合するものとして法第22条第２項の認定を受けようとする者は、省令別記第12号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、前条第２項各号に規定する図書及び書類、建築物状況確認書、建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類並びに次の各号のいずれかに掲げる図書又は書類を添えて、これらを知事に提出するものとする。

一　省令第28条第１項の表の(ろ)項及び省令第33条第１項の表に掲げる図書

二　省令第33条第１項第２号に規定する国土交通大臣が定める書類として定められた検査済証の写し及びこれに係る確認済証の写し

２　省令第33条第２項第１号の方法により、地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものとして法第22条第２項の認定を受けようとする者は、木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物にあっては省令別記第13号様式による申請書の正本及び副本並びに省令別記第６号様式による正本及び副本に、木造の構造部分を有しない建築物については省令別記第13号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の表に掲げる図書及び書類を添えて、これらを知事に提出するものとする。

共通	(1) 第３条第２項各号に規定する図書及び書類 (2) 要綱第７条第１項第２号に規定する書類 (3) 建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類		
区分	耐震診断を行った部分	耐震改修を行った部分	新耐震基準に適合する部分
選択	(1) 耐震診断結果表（別記第３号様式） (2) 要綱第７条第１項第１号に規定する書類 (3) 耐震診断の実施者の資格が確認できる書類 (4) 耐震診断の実施者が省令第５条第１項の規定による登録資格者講習を修了したことを確認できる書類	(1) 耐震診断結果表（別記第３号様式） (2) 要綱第７条第２項に規定する書類又は同条第５項に規定する書類 (3) 耐震改修計画の策定者の資格が確認できる書類 (4) 耐震改修計画の策定者が省令第５条第１項の規定による登録資格者講習を修了したことを確認できる書類 (5) 要綱第７条第２項の耐震改修工事の実施を確認した者の資格が確認できる書類	(1) 要綱第７条第３項又は第４項に規定する書類

３　省令第33条第２項第２号の方法により、地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものとして法第22条第２項の認定を受けようとする者は、省令別記第12号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の各号に掲げる書類を添えて、これらを知事に提出するものとする。

一　省令第33条第２項第２号に規定する国土交通大臣が定める書類として定められた検査済証の写し及びこれに係る確認済証の写し

二　建築物状況確認書

三　建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類

（認定申請等の窓口）

第５条　知事に対する協議、申請、説明及び報告は、兵庫県まちづくり部建築指導課を窓口として行うものとする。

（認定申請に係る追加説明）

第６条　知事は、第４条の規定に基づき提出された図書及び書類によって、法第22条第２項の規定による建築物の地震に対する安全性に係る認定（以下「基準適合認定」という。）を受けようとする建築物が耐震関係規定又は同項に規定する基準に適合していることを判断できない場合にあっては、申請者に追加の説明を求めることができる。

（標準処理期間）

第７条　基準適合認定に係る審査の標準的な処理期間は、認定申請を受理した日から14日以内の期間とする。ただし、前条の規定により追加の説明等を求め、回答があるまでの日数は当該処理期間に含まないものとする。

（認定申請の取下げ）

第８条　申請者は、基準適合認定を受ける前に当該認定の申請を取り下げようとする場合は、地震に対する安全性に係る認定申請取下げ届（別記第４号様式）を知事に提出するものとする。

（基準適合認定をしない旨の通知）
第９条　知事は、基準適合認定をしないことを決定したときは、地震に対する安全性に係る認定をしない旨の通知書（別記第５号様式）により、申請者に通知するものとする。

（認定を受けた旨の表示）
第10条　基準適合認定を受けた者は、法第22条第３項に定めるところにより、当該認定を受けた建築物、その敷地又はその利用に関する広告、契約に係る書類、宣伝用物品若しくは情報を提供するために作成する電磁的記録に、当該建築物が当該認定を受けている旨の表示を付することができる。
２　前項の表示は、省令第35条第２項に規定する様式により行うものとする。

（基準適合認定建築物の公表）
第11条　知事は、基準適合認定を受けた者の同意を得た上で、基準適合認定建築物の概要について公表することができる。
２　前項の公表は、次の各号に掲げる事項を県のホームページに掲載することにより行うものとする。
一　基準適合認定建築物の位置、用途及び当該建築物の名称
二　基準適合認定を受けた年月日
三　認定通知書の番号

（基準適合認定建築物に係る報告の徴収）
第12条　基準適合認定を受けた者は、法第24条の規定により基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関して報告を求められたときは、建築物状況報告書（別記第６号様式）を知事に提出しなければならない。

（基準適合認定の取消し）
第13条　法第23条の規定による基準適合認定の取消しは、認定取消し通知書（別記第７号様式）により行うものとする。

（認定の証明）
第14条　基準適合認定建築物の所有者は、基準適合認定の証明を求める場合は、証明願（別記第８号様式）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。
２　知事は、前項の証明願が提出されたときは、証明を求められた内容が台帳の記載事項と相違ないことを確認した上で、証明するものとする。

附則
（施行期日）
第１条　この要領は、平成26年３月20日から施行する。

附則
（施行期日）
第１条　この要領は、平成28年４月１日から施行する。

附則
（施行期日）

第１条　この要領は、令和２年９月７日から施行する。

附則

（施行期日）

第１条　この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附則

（施行期日）

第１条　この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附則

（施行期日）

第１条　この要領は、令和８年11月13日から施行する。